

亜鉛の基準値変更に係る概要

1. 下水道法施行令の内容

(1) 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（政令第9条の4）

特定事業場からの下水の排除の制限について、亜鉛及びその化合物に係る水質基準を
2 mg/Lとする。 [直罰基準]

(2) 除害施設の設置等に係る下水の水質の基準（政令第9条の10）

除害施設の設置等必要な措置の義務付けについて条例で定めることのできる、亜鉛及びその化合物に係る水質基準を2 mg/Lとする。（政令第9条の4の基準値読み込み）

※ 但し、下水処理場からの放流水に関し、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による県条例により厳しい排水基準が定められている場合には、基準は当該条例に定める数値が適用される。

2. 川崎市下水道条例の内容（除害施設の設置等に関する条例の基準）（条例第8条の2）

除害施設の設置等必要な措置の義務付けに関する条例の基準について、亜鉛及びその化合物に係る水質基準を2 mg/L（入江崎・加瀬処理区）、1 mg/L（等々力・麻生処理区）とする。（政令第9条の4の基準値読み込み） [除害施設設置基準]

3. 本市における下水道への排除基準

| 従前 | 入江崎・加瀬処理区 | | 等々力・麻生処理区 | |
|----|-------------------------------|--------------|-------------------------------|--------------|
| | 直罰基準 50m ³ /日以上 | 除害施設 設置基準 | 直罰基準 50m ³ /日以上 | 除害施設 設置基準 |
| | 3 mg/L | 3 mg/L | 1 [3] mg/L | 1 mg/L |

（平成18年12月11日施行）



改正

| 改正 | 入江崎・加瀬 | | 等々力・麻生 | |
|----|-------------------------------|--------------|-------------------------------|--------------|
| | 直罰基準 50m ³ /日以上 | 除害施設 設置基準 | 直罰基準 50m ³ /日以上 | 除害施設 設置基準 |
| | 2 mg/L | 2 mg/L | 1 [2] mg/L | 1 mg/L |

(留意事項)

- (1) 改正令施行の際、現に特定施設を設置している特定事業場（工事中のものを含む。）からの排除水に係る直罰基準は、施行日から6ヶ月間は従前の基準が適用される。
- (2) 下記の業種に属する特定事業場からの排除水に係る直罰基準は、施行日から18年間は従前の基準が適用される。
電気めっき業

(注) 令和3年9月24日環境省令第15号により、従前の基準が適用される期間、業種が上記へと変更された。

- (3) 等々力・麻生処理区域内の特定事業場からの排除水に係る直罰基準は、昭和46年10月31日以前に設置した事業場（同日以前から工事中のものを含む。）に限り[]内の数値が適用される。
- (4) (1)(2)(3)に拘わらず、除害施設設置基準は、施行日から、すべての事業場について適用される。
- (5) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定による県条例が改正された場合には、基準値が変更となる場合がある。